

霧島市における「週休2日」試行工事 Q&A

Q1. 完全週休2日や月単位、通期など定義が各部局で異なる。どれを用いればよいか。

A1. 積算基準によって補正率や用語の定義が異なる場合がありますが、霧島市においては、それぞれ使用している県の基準を準用しています。不明点や最新の補正率等は県の基準を参照してください。

市の発注工事と県の部局の対比は下記のとおりです。疑義が生じた場合は、都度、発注担当課と確認を行ってください。

県	市発注課
一般土木工事編	建設部（建築住宅課・建築指導課を除く）、 上下水道部、 霧島総合支所市民生活課温泉グループ
農業農村整備事業	農林水産部耕地課
森林土木事業編	農林水産部林務水産課
営繕工事	建設部建築住宅課 教育部教育総務課

なお、上下水道工事においては、市場単価が一部別途取り扱う項目がありますのでご注意ください。詳細はホームページをご参照ください。

Q2. 評定における加点・減点はあるか。

A2. 週休2日試行工事実施に係る特別な取扱いはありません。従来のとおりとします。評定項目については、別途ホームページに掲載してありますので、そちらからご確認ください。

霧島市工事成績評定要領：

<http://www.city-kirishima.jp/keiyakukensa/shise/nyusatsu/kensa/sesekihyote.html>

Q3. 週休2日試行工事の対象工事を受注したが、実施が困難である。必ず実施しなくてはならないか。また、対象外工事を対象とすることはできるか。

A3. 施工計画書提出前に、週休2日試行工事の実施の有無について、工事打合せ簿を通して協議することとしています。これは、対象工事、対象外工事を問わず、実施する場合でも実施しない場合でも提出する必要があります。協議によって最終的な実施について決定してください。

なお、社会的要請により早期の完成が望まれる工事は対象外となることがあります。